

補助対象事業について

●観光施設の多言語観光案内看板の整備

- ・日英表記を基本とし、来訪者の多い言語や誘致目標から、英語以外の言語表記を行うこと
※言語数の多いものが望ましい
- ・兵庫県屋外広告条例等関係法規を遵守していること
- ・直訳するのではなく、観光庁のガイドライン*を参考としつつ、ネイティブチェックを行うなど、デザインや視認性を含め、外国人旅行者目線で整備を行うこと
※観光庁 平成 26 年 3 月 『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』 <http://www.mlit.go.jp/common/001029742.pdf>
- ・外国人旅行者が迷うことなく目的地に辿り着け、また分かりやすいよう、地域の異なる設置主体が調整して適切な統一感と連続性を確保し、複数の事業者が利用者目線で表示内容を調整し合う等取組を行うこと
- ・ICT 技術等の利用など先進的な取組も検討すること
[事例]
 - 既に設置された案内看板に QR コードを貼付し、外国人旅行者がスマートフォン等で読み取ることで多言語案内を表示

●多言語 Web サイト・動画の作成

- ・多言語の Web サイト・動画の作成、及び多言語化のための改修に必要な費用を補助対象経費とする
(単に日本語を直訳するのではなく、ネイティブチェックを行うなど、外国人旅行者目線で整備を行うこと)
- ・来訪者の多い言語や誘致目標から作成言語を検討し、英語以外の言語表記(東南アジア言語等)についても検討する
- ・外国人旅行者に対して利便性の高い機能を有する Web サイトの取組を検討すること
[事例]
 - 外国人旅行者からの口コミ投稿機能などの双方向型情報プラットフォームを用いたホームページの構築 等

●IoT やスマホアプリなどの IT 技術を活用したインバウンド対策

[事例]

- 観光名所の成り立ちをみせる等のストーリー性の高い AR(拡張現実)・VR(バーチャル・リアリティ)を活用した多言語案内コンテンツの作成
- 外国人旅行者が利用する多言語観光案内アプリの作成 等

●観光案内所の整備（新規設置、既存案内所の機能充実・拡張等）

- ・外国人観光案内所の新規開設、又は既存案内所の機能充実・拡張を図るための改修等に必要工事費用を補助対象経費とする（土地購入費、補償費は補助対象外）
- ・日本政府観光局(JNTO)が認定する、外国人観光案内所「カテゴリ I」の基準におおむね合致する案内所の整備を目指すものが望ましい

※観光庁が、外国人観光案内所の提供するサービス内容により3つのカテゴリーに区分した基準を策定し、その基準に合致する外国人観光案内所を JNTO が認定する制度
観光庁 平成 30 年 4 月 『外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針』

https://www.jnto.go.jp/jpn/projects/visitor_support/new_network/nn_reference1804.pdf

●多言語ポスター・パンフレットの作成

- ・観光案内を主とするポスター、パンフレット等を多言語表記で作成するものを補助対象とする
- ・新規の多言語化ポスター等の作成、または既存ポスター等の多言語化に必要な費用を補助対象経費とする
- ・日本語のみのポスター、パンフレット等を作成する費用は補助対象としない
- ・既存の多言語パンフレットの単なる刷り増しは対象外とする

●観光案内用タブレットの配備

- ・観光案内等の業務において、スタッフが説明時に補助的に使用することを目的としたインターネット接続多言語案内用タブレット端末及びカバー等付属品に要する費用を補助対象経費とする
- ・タブレットのみの購入は補助対象外。通訳サービスシステムや多言語観光案内アプリなどの導入のために必要であり、それらの導入とあわせて購入する場合は補助対象とする

●トイレの洋式化

- ・外国人旅行者の快適な旅行環境の整備を促進のため、和式トイレの洋式化費用を補助対象経費とする

●通訳・翻訳機器の導入

- ・観光案内等の業務において、スタッフの多言語対応を目的とした多言語通訳・翻訳機器であること
- ・機器の新規導入に係る購入費用を補助対象経費とする

●免税手続き一括カウンターの整備

- ・外国人旅行者が利用する、免税手続き一括カウンターを新規に整備する費用を補助対象とする

●クレジットカード等のキャッシュレス決済への対応

- ・外国人旅行者の消費拡大を促すため、WeChatPay・アリペイ、クレジットカード（国際決済対応仕様）等によるキャッシュレス決済の導入に係る費用を補助対象とする

●人材育成

- ・観光産業に携わる人材の育成・スキルアップのために行う研修等の費用を補助対象とする

[事例]

- ハラル、ベジタリアン対応など訪日外国人おもてなし研修の実施 等

●その他

- ・県内の外国人観光客受入促進のための基盤整備を目的に導入する設備費用等を補助対象経費とする

※詳しくは以下の問合せ先へご連絡ください

お問合せ先

（公社）ひょうごツーリズム協会（兵庫県産業労働部国際観光課内）

住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 1号館 7階

T E L：078-362-3697